

会員及び金融商品仲介業者の外務員に対する処分等に関する規則に関する細則

令和3年7月15日制定

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この細則は、「会員及び金融商品仲介業者の外務員に対する処分等に関する規則」（以下「処分等規則」という。）第1条に定める会員処分及び外務員処分に係る弁明及び不服の申立て等に係る手続の施行に関し、必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 会員処分

処分等規則第1条に規定する会員処分をいう。

(2) 外務員処分

処分等規則第1条に規定する外務員処分をいう。

(3) 弁明の手続

処分等規則第5条及び第16条の規定に基づく弁明の手続をいう。

(4) 聴聞

外務員の登録等に関する規則（以下「外務員登録規則」という。）第14条第2項の規定に基づく聴聞をいう。

(5) 不服の申立て

処分等規則第20条の規定に基づく不服の申立てをいう。

(6) 不服審査委員会

委員会設置に関する規則第39条に規定する不服審査委員会をいう。

第2章 会員処分の弁明の手続

(弁明の機会)

第3条 会長は、会員処分について総会又は理事会に附議しようとする場合には、当該会員に対して弁明の機会を与えるものとする。

2 弁明の機会の主宰者は、本会の役職員のうちから会長が指名する。

(弁明通知書)

第4条 会長は、弁明の手続を行う場合には、次に掲げる事項を記載した書面（以下この条から第6条までにおいて「弁明通知書」という。）を、会員に通知するものとする。

(1) 予定される処分内容及び根拠規定

- (2) 処分の原因となる事実
- (3) 弁明のための日時及び場所
- (4) 次条第1項の弁明書を弁明通知書が到達した日から14日以内に、本会に提出しなければならないこと
- (5) その他本会が必要と認める事項

2 本会が、第1項の弁明通知書を発送した日から30日を経過する日においてもなお、当該弁明通知書が第1項の会員に到達したことが確認できない場合には、当該弁明通知書は30日を経過した日に当該会員に到達したものとみなす。

3 本会が発送した弁明通知書が第1項の会員に到達しない場合、当該会員は、本会が当該弁明通知書を発送した日から30日を経過する日まで、本会に対し、当該弁明通知書の写しの交付を求めることができる。

4 本会は、前項の求めに応じ、直ちに、前項の会員に対し、前項の弁明通知書の写しを交付する。この場合、当該交付の時に、当該弁明通知書が当該会員に到達したものとみなす。

(弁明書の提出及び意見陳述)

第5条 前条第1項の弁明通知書を受領した会員は、当該弁明通知書が当該会員に到達した日から14日以内に、次に掲げる事項を記載した書面（以下この条及び次条において「弁明書」という。）を本会に提出しなければならない。

- (1) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる事項に対する認否
- (2) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる事項に対する主張

2 本会が発送した弁明通知書が前条第1項の会員に到達しない場合、当該会員は、当該弁明通知書を受領することなく、前項の弁明書を提出することができる。

3 当該会員は、弁明を行うに当たっては、第1項に定める弁明書を提出するとともに、弁明に際し口頭で事実若しくは意見を述べ、証拠書類若しくは証拠物を提出することができる。

(弁明書の提出がされない場合における弁明の手續の終結)

第6条 会長は、第4条第1項の弁明通知書を受領した会員が、正当な理由及び特段の事情なく、弁明書を第5条第1項で定める期限内に提出しない場合には、弁明の手續を終結することができる。

第3章 会員に対する処分の通知

(処分通知書)

第7条 本会は、定款第17条に基づき、会員処分を行う場合は、次に掲げる事項を記載した書面（以下この条及び次条において「処分通知書」という。）を、会員に通知するものとする。

- (1) 処分内容及び根拠規定
- (2) 処分年月日
- (3) 処分の原因となる事実
- (4) その他本会が必要と認める事項

2 前項の処分通知書においては、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 会員は、処分の内容について、処分通知書が到達した日から 10 日以内に、不服審査委員会に不服の申立てができること。
- (2) 会員は、前号の不服の申立てを行う場合には、次条第 1 項の不服申立書を提出することにより行わなければならないこと。

3 本会が、処分通知書を発送した日から 30 日を経過する日においてもなお、当該処分通知書が第 1 項の会員に到達したことが確認できない場合には、当該処分通知は当該 30 日を経過した日に当該会員に到達したものとみなす。

4 本会が発送した処分通知書が第 1 項の会員に到達しない場合、当該会員は、本会が当該処分通知書を発送した日から 30 日を経過する日まで、本会に対し、当該処分通知書の写しの交付を求めることができる。

5 本会は、前項の求めに応じ、直ちに、前項の会員に対し、前項の処分通知書の写しを交付する。この場合、当該交付の時に、当該処分通知書が当該会員に到達したものとみなす。

第 4 章 会員処分の不服申立手続

(不服の申立て)

第 8 条 不服の申立ては、第 7 条第 1 項の処分通知書を受領した会員（以下「申立会員」という。）が、次に掲げる事項を記載した書面（以下この条及び第 15 条において「不服申立書」という。）を不服審査委員会に提出することにより行わなければならない。

- (1) 申立会員の商号及び所在地
- (2) 処分内容及び処分通知書に記載された年月日
- (3) 処分通知書を受領した年月日
- (4) 処分に対する不服の趣旨及び理由
- (5) 不服の申立ての年月日

2 本会が発送した処分通知書が第 7 条第 1 項の会員に到達しない場合、当該会員は、当該処分通知書を受領することなく、前項の不服申立書を提出することができる。

3 不服申立書には、前項に規定する場合を除き、処分通知書の写しを添付しなければならない。

4 不服申立書には、第 1 項第 4 号の理由に係る証拠書類等を添付することができる。

5 不服の申立ては、本会による当該申立てに係る処分の効力を妨げない。

(不服審査)

第9条 不服審査委員会は、前条の不服の申立ての理由の有無について審査（以下この条から第11条までにおいて「不服審査」という。）し、その結果を会長に報告するとともに、申立会員に通知する。

2 申立会員は、不服審査の結果について、不服を申し立てることができない。

(不服審査の結果通知)

第10条 前条第1項の不服審査において不服の申立てに理由があると認められた場合の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行う。

- (1) 申立会員の商号及び所在地
- (2) 不服の申立てに理由があると認められた旨及びその理由並びにその決定の年月日
- (3) 不服審査に係る処分事案（以下この条から第13条まで、第20条から第23条までにおいて「不服申立事案」という。）について再審議を行わせる旨

2 不服審査において理由がないと認められた場合の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行う。

- (1) 申立会員の商号及び所在地
- (2) 不服の申立てに理由がないと認められた旨及びその理由並びにその決定の年月日

3 前2項の通知においては、不服審査の結果について不服の申立てをすることができないことを記載する。

(規律委員会への諮問)

第11条 第9条第1項の不服審査の結果、不服審査委員会が不服の申立てに理由があると認めた場合、会長は、不服申立事案について、規律委員会に対して、改めて諮問し、その意見を求めなければならない。

(規律委員会による再審議等)

第12条 規律委員会は、会長から諮問のあった不服申立事案に関し、その申立内容（不服申立事案の処分の適否のほか、その内容、理由等を含む。）について改めて審議（以下この条から第14条まで、第19条及び第20条において「再審議」という。）するものとする。

2 処分等規則第4条第2項及び同条第3項の規定は、前項の規定に基づいて、規律委員会が再審議を行う場合に準用する。この場合において、第4条第2項及び第3項中「審議」とあるのを「再審議」と、同条第3項中「当該事案に係る会員」とあるのを「申立会員」と読み替える。

- 3 規律委員会は、第1項の規定に基づく再審議の結果、不服申立事案の処分が適当であるとする場合には、その旨及び理由を、会長に書面により報告するとともに、申立会員に対して通知するものとする。
- 4 規律委員会は、第1項の規定に基づく再審議の結果、不服申立事案の処分が不適當であり変更することが適当であるとする場合には、変更する処分の種類及び程度並びに理由を、会長に書面により報告するとともに、申立会員に対して通知するものとする。
- 5 規律委員会は、第1項の規定に基づく再審議の結果、不服申立事案の処分が不適當であり取り消すことが適当であるとする場合には、取り消すべきである旨及び理由を、会長に書面により報告するとともに、申立会員に対して通知するものとする。
- 6 申立会員は、規律委員会による再審議の結果について、不服を申し立てることができない。

(再弁明の機会)

第13条 会長は、規律委員会の再審議の結果に基づき、不服申立事案の処分の変更又は取消しについて総会又は理事会に附議しようとする場合には、当該申立会員に対して再弁明の機会を与えるものとする。

- 2 再弁明の機会の主宰者は、本会の役職員のうちから会長が指名する。

(再弁明の手続)

第14条 会長は、前条に定める再弁明の手続を行う場合には、次に掲げる事項を記載した再弁明通知書を申立会員に通知する。

- (1) 再審議において、前条に定める再弁明の手続を行う旨
- (2) 再審議に係る処分の年月日
- (3) 第10条第1項第2号の決定の年月日
- (4) 再弁明の期日及び場所
- (5) その他本会が必要と認める事項

- 2 申立会員の代表者又は当該代表者が選任する代理人（以下この条から第17条までにおいて総称して「再弁明関係者」という。）は、再弁明の期日に出席しなければならない。

(再弁明の期日における審理の方式)

第15条 再弁明の手続において、申立会員と特別の利害関係があると会長が認めた者は、再弁明の手続を主宰することができない。

- 2 主宰者は、最初の再弁明の冒頭において、処分の内容及び処分の根拠規定、処分年月日並びに当該処分の原因となる事実を再弁明の期日に出席した者に対し説明するものとする。

- 3 再弁明関係者は、再弁明の期日に出席して、再弁明書及び証拠書類等を提出し、意見を述べ、主宰者の許可を得て本会の職員に対し質問を発することができる。
- 4 再弁明関係者は、主宰者の許可を得て、補佐人を再弁明の期日に出席させることができる。
- 5 主宰者は、再弁明の期日において必要があると認めるときは、再弁明関係者に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は本会の職員に対し説明を求めることができる。
- 6 主宰者は、再弁明の期日に出席した再弁明関係者に対し、不服申立書及び証拠書類等を示すことができる。
- 7 再弁明の期日における審理は、本会が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。
- 8 主宰者は、再弁明の期日における審理の結果、なお再弁明の期日を続行する必要があると認めるときは、さらに続行期日を指定することができる。
- 9 前項の場合においては、申立会員に対し、あらかじめ、続行期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、再弁明の期日に再弁明関係者が出席した場合には、当該再弁明の期日において当該再弁明関係者にこれを告知すれば足りる。

(再弁明関係者の欠席の場合における再弁明の手続の終結)

第 16 条 主宰者は、再弁明関係者が正当な理由なく再弁明の期日に出席しない場合には、当該再弁明関係者に対し改めて意見を述べ、再弁明書及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、再弁明の手続を終結することができる。

(再弁明の調書及び報告書)

第 17 条 主宰者は、再弁明の期日が開催された場合には、期日ごとに再弁明の手続の経過を記載した調書を作成し、主宰者のうち署名人に指定した者に署名及び捺印をさせ、当該調書を保存しなければならない。

- 2 主宰者は、再弁明の手続の終結後速やかに、処分の原因となる事実に対する再弁明関係者の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第 1 項の調書とともに会長に報告しなければならない。
- 3 申立会員は第 1 項の調書の閲覧を求めることができる。

(再弁明の手続の再開)

第 18 条 会長は、再弁明の手続の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第 2 項の規定により提出された報告書を返戻して再弁明の手続の再開を命ずることが

できる。なお、第 15 条第 9 項本文の規定は、この場合について準用する。

(再審議の結果通知)

第 19 条 第 12 条第 1 項に定める再審議の結果を通知するときは、次に掲げる事項を記載した書面により行う。

- (1) 申立会員の商号及び所在地
- (2) 再審議の結果及び理由並びにその決定の年月日

2 前項の通知においては、再審議の結果について不服の申立てをすることができないことを記載する。

(総会等への附議)

第 20 条 会長は、規律委員会の再審議及び前項に定める申立会員からの再弁明の手続を経て、不服申立事案の処分を変更又は取り消すことが適当であるとする場合には、総会又は理事会に附議するものとする。

(処分等の通知)

第 21 条 会長は、総会又は理事会が不服申立事案の処分の変更を決議した場合には、申立会員に対して変更した処分の種類及び程度並びに処分の対象となる事実及び理由を、総会又は理事会が不服申立事案の処分の取消しを決議した場合には、申立会員に対して処分を取り消す旨及び理由を文書により通知するものとする。

(規律委員会への報告等)

第 22 条 会長は、前項に定める不服申立事案の処分の変更又は取消しについて、総会又は理事会に附議した場合には、その決議内容を規律委員会及び不服審査委員会に報告するものとする。

(処分の公表)

第 23 条 会長は、第 21 条の規定に基づいて、不服申立ての処分の変更又は取消しを行った場合には、文書その他の方法によりその旨を他の会員に通知するものとする。

2 会長は、前項の規定に基づき他の会員に通知を行ったときは、これを公表するものとする。

3 前項による公表を行った場合、不服申立事案にかかる処分等規則第 13 条第 2 項の公表を中止するものとする。

第 5 章 外務員処分の弁明等の手続

(弁明等の機会)

第 24 条 会長は、外務員処分について理事会に附議しようとする場合には、当該外務員処分の対象者が所属する金融商品仲介業者（定款第 4 条第 1 項第 1 号に規定する金融商品仲介業者をいう。

以下同じ。)及び当該外務員処分の対象者(以下「処分対象者」という。)に対して弁明又は聴聞の機会を与えるものとする。

2 弁明等の機会の主宰者は、本会の役職員のうちから会長が指名する。

(弁明通知書)

第 25 条 会長は、弁明の手続を行う場合には、次に掲げる事項を記載した書面(以下この条、次条及び第 30 条において「弁明通知書」という。)を、前条第 1 項に規定する金融商品仲介業者が所属し又は所属していた正会員(以下「対象会員」という。)を通じて金融商品仲介業者に通知するものとする。

- (1) 処分対象者の氏名及び生年月日
- (2) 予定される処分内容及び根拠規定
- (3) 処分の原因となる事実
- (4) 弁明のための日時及び場所
- (5) その他本会が必要と認める事項

2 前項の弁明通知書については、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 金融商品仲介業者は、対象会員を通じて、次条第 1 項の弁明書を弁明通知書が到達した日から 14 日以内に、本会に提出しなければならないこと。
- (2) 対象会員及び処分対象者(外務員処分の対象とされる金融商品仲介業者の外務員をいう。以下同じ。)は、弁明の手続が終結する時までの間、本会に対し、当該弁明の手続に係る事案に関する事故報告書(金融商品仲介業者に従事する従業員等の服務に関する規則(以下「服務規則」という。)第 7 条の規定に基づく報告書)及びその添付書類等の閲覧を求めることができること。

3 第 1 項の弁明通知書を受領した対象会員は、直ちに、金融商品仲介業者にその内容を通知し、当該金融商品仲介業者をして、処分対象者にその内容を通知させなければならない。

4 本会が、第 1 項の弁明通知書を発送した日から 30 日を経過する日においてもなお、当該弁明通知書が第 1 項の対象会員に到達したことが確認できない場合には、当該弁明通知書は 30 日を経過した日に当該対象会員に到達したものとみなす。

5 本会が発送した弁明通知書が第 1 項の対象会員に到達しない場合、当該対象会員は、本会が当該弁明通知書を発送した日から 30 日を経過する日まで、本会に対し、当該弁明通知書の写しの交付を求めることができる。

6 本会は、前項の求めに応じ、直ちに、前項の対象会員に対し、前項の弁明通知書の写しを交付する。この場合、当該交付の時に、当該弁明通知書が当該対象会員に到達したものとみなす。

7 本会は、第1項に規定する通知を行う場合、処分対象者に対しても、同様の通知を行う。ただし、処分対象者の住所、居所が知れない場合その他やむを得ない理由がある場合は適用しない。

(弁明書の提出及び意見陳述)

第26条 前条第1項の弁明通知書を受領した金融商品仲介業者及び処分対象者は、対象会員を通じて、当該弁明通知書が当該対象会員に到達した日から14日以内に、次に掲げる事項を記載した書面（以下この条及び第30条において「弁明書」という。）を本会に提出しなければならない。

- (1) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる事項に対する認否
- (2) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる事項に対する主張

2 本会が発送した弁明通知書が前条第1項の対象会員に到達しない場合、当該対象会員は、当該弁明通知書を受領することなく、前項の弁明書を提出することができる。

3 当該対象会員は、弁明を行うに当たっては、第1項に定める弁明書を提出するとともに、弁明に際し口頭で事実若しくは意見を述べ、証拠書類若しくは証拠物を提出することができる。

(聴聞通知書)

第27条 会長は、聴聞の手続を行う場合には、次に掲げる事項を記載した書面（以下「聴聞通知書」という。）を、対象会員を通じて金融商品仲介業者に通知するものとする。

- (1) 処分対象者の氏名及び生年月日
- (2) 予定される不利益処分内容及び根拠規定
- (3) 不利益処分の原因となる事実
- (4) 聴聞の日時及び場所
- (5) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
- (6) その他本会が必要と認める事項

2 前項の聴聞通知書については、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 金融商品仲介業者及び処分対象者は、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出できること。
- (2) 対象会員及び処分対象者（外務員処分の対象とされる金融商品仲介業者の外務員をいう。以下同じ。）は、聴聞の手続が終結する時までの間、本会に対し、当該聴聞の手続に係る事案に関する事故報告書（服務規則第7条の規定に基づく報告書）及びその添付書類等の閲覧を求めることができること。

3 第1項の聴聞通知書を受領した対象会員は、直ちに、金融商品仲介業者にその内容を通知し、当該金融商品仲介業者をして、処分対象者にその内容を通知させなければならない。

4 本会が、第1項の聴聞通知書を送付した日から30日を経過する日においてもなお、当該聴聞通

知書が第1項の対象会員に到達したことが確認できない場合には、当該聴聞通知書は30日を経過した日に当該対象会員に到達したものとみなす。

- 5 本会が発送した聴聞通知書が第1項の対象会員に到達しない場合、当該対象会員は、本会が当該聴聞通知書を送付した日から30日を経過する日まで、本会に対し、当該聴聞通知書の写しの交付を求めることができる。
- 6 本会は、前項の求めに応じ、直ちに、前項の対象会員に対し、前項の聴聞通知書の写しを交付する。この場合、当該交付の時に、当該聴聞通知書が当該対象会員に到達したものとみなす。
- 7 本会は、第1項に規定する通知を行う場合、処分対象者に対しても、同様の通知を行う。ただし、処分対象者の住所、居所が知れない場合その他やむを得ない理由がある場合は適用しない。

(陳述書等の提出及び意見陳述)

第28条 前条第1項の聴聞通知書を受領した金融商品仲介業者及び処分対象者は、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて次に掲げる事項を記載した陳述書及び証拠書類等を提出しなければならない。

- (1) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる事項に対する認否
- (2) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる事項に対する主張

- 2 本会が発送した聴聞通知書が前条第1項の対象会員に到達しない場合、当該対象会員は、当該聴聞通知書を受領することなく、前項の陳述書を提出することができる。
- 3 当該対象会員は、聴聞を行うに当たっては、第1項に定める陳述書を提出するとともに、聴聞に際し口頭で事実若しくは意見を述べ、証拠書類若しくは証拠物を提出することができる。

(文書等の閲覧)

第29条 対象会員及び処分対象者は、弁明等の手続が終結する時までの間、本会に対し、服務規則第7条に規定する事故報告書及びその添付書類等の閲覧を求めることができる。この場合において、本会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときを除き、その閲覧を拒むことができない。

- 2 本会は、前項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

(弁明書の提出がされない場合における弁明の手続の終結)

第30条 第25条第1項の弁明通知書を受領した金融商品仲介業者及び処分対象者の全部が、正当な理由及び特段の事情なく、弁明書を第26条第1項で定める期限内に提出しない場合等には、弁明の手続を終結することができる。

(不出頭等の場合における聴聞の終結)

第31条 第27条第1項の聴聞通知書を受領した金融商品仲介業者及び処分対象者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ第27条第1項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合等には、聴聞を終結することができる。

第6章 外務員に対する処分の通知

(処分通知書)

第32条 会長は、外務員登録規則第7条に基づき、処分対象者の処分を行う場合は、次に掲げる事項を記載した書面（以下この条及び次条において「処分通知書」という。）を、対象会員を通じて金融商品仲介業者に通知するものとする。

- (1) 処分対象者の氏名及び生年月日
- (2) 処分の内容及び根拠規定
- (3) 処分年月日
- (4) 処分の原因となる事実
- (5) その他本会が必要と認める事項

2 前項の処分通知書においては、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 対象会員及び処分対象者は、処分の内容について、処分通知書が到達した日から10日以内に、不服審査委員会に不服の申立てができること。
- (2) 対象会員及び処分対象者は、前号の不服の申立てを行う場合には、次条第1項の不服申立書を提出することにより行わなければならないこと。
- (3) 金融商品取引法第66条の25において準用する同法第64条の5の規定に基づく処分については、金融庁に対して不服の申立てを行うこと。

3 第1項の処分通知書を受領した対象会員は、直ちに、金融商品仲介業者にその内容を通知し、当該金融商品仲介業者をして、処分対象者にその内容を通知させなければならない。

4 本会が、第1項の処分通知書を発送した日から30日を経過する日においてもなお、当該処分通知書が第1項の対象会員に到達したことが確認できない場合には、当該処分通知書は当該30日を経過した日に当該対象会員に到達したものとみなす。

5 本会が発送した処分通知書が第1項の対象会員に到達しない場合、当該対象会員は、本会が当該処分通知書を発送した日から30日を経過する日まで、本会に対し、当該処分通知書の写しの交付を求めることができる。

6 本会は、前項の求めに応じ、直ちに、前項の対象会員に対し、前項の処分通知書の写しを交付する。この場合、当該交付の時に、当該処分通知書が当該対象会員に到達したものとみなす。

第7章 外務員処分の不服申立手続

(不服の申立て)

第33条 不服の申立ては、前条第1項の処分通知書を受領した対象会員（以下「申立対象会員」という。）又は処分対象者が、次に掲げる事項を記載した書面（以下この条及び第41条において「不服申立書」という。）を不服審査委員会に提出することにより行わなければならない。

- (1) 申立対象会員の商号及び所在地
- (2) 処分対象者の氏名及び生年月日
- (3) 処分の内容及び処分通知書に記載された年月日
- (4) 処分通知書を受領した年月日
- (5) 処分に対する不服の趣旨及び理由
- (6) 不服の申立ての年月日

2 本会が発送した処分通知書が前条第1項の対象会員に到達しない場合、当該対象会員及び処分対象者は、当該処分通知書を受領することなく、前項の不服申立書を提出することができる。

3 不服申立書には、前項に規定する場合を除き、処分通知書の写しを添付しなければならない。

4 不服申立書には、第1項第5号の理由に係る証拠書類等を添付することができる。

5 不服の申立ては、本会による当該申立てに係る処分の効力を妨げない。

(不服審査)

第34条 不服審査委員会は、前条の不服の申立ての理由の有無について審査（以下この条から第36条までにおいて「不服審査」という。）し、その結果を、申立対象会員を通じて金融商品仲介業者に通知する。

2 前項の不服審査の結果の通知を受けた申立対象会員は、直ちに、金融商品仲介業者にその内容を通知し、当該金融商品仲介業者をして、処分対象者にその内容を通知させなければならない。

3 申立対象会員及び処分対象者は、不服審査の結果について、不服を申し立てることができない。

(不服審査の結果通知)

第35条 前条第1項の不服審査において不服の申立てに理由があると認められた場合の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行う。

- (1) 申立対象会員の商号及び所在地
- (2) 処分対象者の氏名及び生年月日
- (3) 不服の申立てに理由があると認められた旨及びその理由並びにその決定の年月日
- (4) 不服審査に係る処分事案（以下この条から第38条まで、第46条から第49条までにおいて「不服申立事案」という。）について再審議を行わせる旨

2 不服審査において理由がないと認められた場合の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行う。

(1) 申立対象会員の商号及び所在地

(2) 処分対象者の氏名及び生年月日

(3) 不服の申立てに理由がないと認められた旨及びその理由並びにその決定の年月日

3 前2項の通知においては、不服審査の結果について不服の申立てをすることができないことを記載する。

(規律委員会への諮問)

第36条 第34条第1項の不服審査の結果、不服審査委員会が不服の申立てに理由があると認めた場合、会長は、不服申立事案について、規律委員会に対して、改めて諮問し、その意見を求めなければならない。

(規律委員会による再審議等)

第37条 規律委員会は、会長から諮問のあった不服申立事案に関し、その申立内容（不服申立事案の処分の適否のほか、その内容、理由等を含む。）について改めて審議（以下この条から第39条まで、第45条及び第46条において「再審議」という。）するものとする。

2 処分等規則第4条第2項及び同条第3項の規定は、前項の規定に基づいて、規律委員会が再審議を行う場合に準用する。この場合において、第4条第2項及び第3項中「審議」とあるのを「再審議」と、同条第3項中「当該事案に係る会員」とあるのを「申立対象会員」と読み替える。

3 規律委員会は、第1項の規定に基づく再審議の結果、不服申立事案の処分が適当であるとする場合には、その旨及び理由を、会長に書面により報告するとともに、申立対象会員を通じて金融商品仲介業者及び処分対象者に対して通知するものとする。

4 規律委員会は、第1項の規定に基づく再審議の結果、不服申立事案の処分が不適當であり変更することが適当であるとする場合には、変更する処分の種類及び程度並びに理由を、会長に書面により報告するとともに、申立対象会員を通じて金融商品仲介業者及び処分対象者に対して通知するものとする。

5 規律委員会は、第1項の規定に基づく再審議の結果、不服申立事案の処分が不適當であり取り消すことが適当であるとする場合には、取り消すべきである旨及び理由を、会長に書面により報告するとともに、申立対象会員を通じて金融商品仲介業者及び処分対象者に対して通知するものとする。

6 申立対象会員及び処分対象者は、規律委員会による再審議の結果について、不服を申し立てることができない。

(再弁明の機会)

第 38 条 会長は、規律委員会の再審議の結果に基づき、不服申立事案の処分の変更又は取消しについて理事会に附議しようとする場合には、当該申立対象会員及び処分対象者に対して再弁明の機会を与えるものとする。

2 再弁明の機会の主宰者は、本会の役職員のうちから会長が指名する。

(再弁明の手続)

第 39 条 会長は、前条に定める再弁明の手続を行う場合には、次に掲げる事項を記載した再弁明通知書を当該再弁明の手続に係る申立対象会員及び処分対象者に通知する。

- (1) 再審議において、前条に定める再弁明の手続を行う旨
- (2) 再審議に係る処分の年月日
- (3) 第 35 条第 1 項第 3 号の決定の年月日
- (4) 再弁明の期日及び場所
- (5) その他本会が必要と認める事項

2 申立対象会員の代表者又は当該代表者が選任する代理人（以下この条及び第 41 条から第 43 条までにおいて総称して「再弁明関係者」という。）は、再弁明の期日に出席しなければならない。

(文書等の閲覧)

第 40 条 申立対象会員及び処分対象者は、再弁明の手続が終結する時までの間、本会に対し、服務規則第 7 条に規定する事故報告書及びその添付書類等の閲覧を求めることができる。この場合において、本会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときを除き、その閲覧を拒むことができない。

2 本会は、前項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

(再弁明の期日における審理の方式)

第 41 条 再弁明の手続において、申立対象会員と特別の利害関係があると会長が認めた者は、再弁明の手続を主宰することができない。

2 主宰者は、最初の再弁明の期日の冒頭において、処分内容及び処分の根拠となる規則の条項、処分年月日並びに当該処分の原因となる事実を再弁明の期日に出席した者に対し説明するものとする。

3 再弁明関係者は、再弁明の期日に出席して、再弁明書及び証拠書類等を提出し、意見を述べ、主宰者の許可を得て本会の職員に対し質問を發することができる。

4 再弁明関係者は、主宰者の許可を得て、補佐人を再弁明の期日に出席させることができる。

- 5 主宰者は、再弁明の期日において必要があると認めるときは、再弁明関係者に対し質問を發し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は本会の職員に対し説明を求めることができる。
- 6 主宰者は、再弁明の期日に出席した再弁明関係者に対し、不服申立書及び証拠書類等を示すことができる。
- 7 再弁明の期日における審理は、本会が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。
- 8 主宰者は、再弁明の期日における審理の結果、なお再弁明の期日を続行する必要があると認めるときは、さらに続行期日を指定することができる。
- 9 前項の場合においては、申立対象会員及び処分対象者に対し、あらかじめ、続行期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、再弁明の期日に再弁明関係者が出席した場合には、当該再弁明の期日において当該再弁明関係者にこれを告知すれば足りる。

(再弁明関係者の欠席の場合における再弁明の手續の終結)

第 42 条 主宰者は、再弁明関係者が正当な理由なく再弁明の期日に出席しない場合には、当該再弁明関係者に対し改めて意見を述べ、再弁明書及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、再弁明の手續を終結することができる。

(再弁明の調書及び報告書)

第 43 条 主宰者は、再弁明の期日が開催された場合には、期日ごとに再弁明の手續の経過を記載した調書を作成し、主宰者のうち署名人に指定した者に署名及び捺印をさせたいうで、当該調書を保存しなければならない。

- 2 主宰者は、再弁明の手續の終結後速やかに、処分の原因となる事実に対する再弁明関係者の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第 1 項の調書とともに本会に報告しなければならない。
- 3 申立対象会員及び処分対象者は第 1 項の調書の閲覧を求めることができる。

(再弁明の手續の再開)

第 44 条 会長は、再弁明の手續の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第 2 項の規定により提出された報告書を返戻して再弁明の手續の再開を命ずることができる。なお、第 38 条第 9 項本文の規定は、この場合について準用する。

(再審議の結果通知)

第 45 条 第 37 条第 1 項に定める再審議の結果を通知するときは、次に掲げる事項を記載した書面により行う。

- (1) 申立対象会員の商号及び所在地
- (2) 処分対象者の氏名及び生年月日
- (3) 再審議の結果及び理由並びにその決定の年月日

2 前項の通知においては、再審議の結果について不服の申立てをすることができないことを記載する。

(理事会への附議)

第 46 条 会長は、規律委員会の再審議及び前項に定める申立対象会員及び処分対象者からの再弁明の経路を経て、不服申立事案の処分を変更又は取り消すことが適当であるとする場合には、理事会に附議するものとする。

(処分等の通知)

第 47 条 会長は、理事会が不服申立事案の処分の変更を決議した場合には、申立対象会員及び処分対象者に対して変更した処分の種類及び程度並びに処分の対象となる事実及び理由を、総会又は理事会が不服申立事案の処分の取消しを決議した場合には、申立対象会員及び処分対象者に対して処分を取り消す旨及び理由を文書により通知するものとする。

(規律委員会への報告等)

第 48 条 会長は、前項に定める不服申立事案の処分の変更又は取消しについて、理事会に附議した場合には、その決議内容を規律委員会及び不服審査委員会に報告するものとする。

(処分の公表)

第 49 条 会長は、第 47 条の規定に基づいて、不服申立事案の処分の変更又は取消しを行った場合、不服申立事案にかかる処分等規則第 19 条の公表を中止するものとする。

附 則

この細則は、令和 3 年 7 月 15 日から実施する。